任意学生団体FTSN関東高校生支部 規約 改正版

2019年3月31日

第1章 総則

(名称)

第1条

本団体は、フェアトレード学生ネットワーク関東高校生支部といい、英文ではFair Trade Student Network高校生支部と表記し、略称はFTSN高校生支部とする。

(目的)

第2条

本団体はまず、フェアトレードに興味のある高校生を媒介として世代を越えた多くの人にフェアトレードの魅力を発信すると同時にフェアトレードの現状における課題についても議論することでより良いフェアトレードの仕組みを導き出すことを目的としている。

また、高校生がフェアトレードに関するアクションを起こしやすい環境を提供し、持続的に社会に影響を与え続けることとする。

加えて、FTSN関東への入り口としての役割を果たすことを目的としている。

(活動内容)

第3条

(1) 企業あるいはNPO法人を含むフェアトレード団体と連携し、フェアトレード推進を目的としたネットワークミーティングを開く 。
(2) 勉強会でフェアトレードの課題などについて議論し、解決策を導いていく。
(3) FTSN関東、他団体のイベントにも積極的に参加する。

第2章 会員

(会員の種類)

第4条

この団体の会員は以下2種とする。

(1) 企画部会員

ネットワークミーティング及び勉強会等のイベントの企画全般を担当する会員。

(2) 広報部会員

フェアトレード及びFTSN関東高校生支部の知名度向上を目指し、本団体に関連する情報の発信を担当する会員。

なお、イベント開催の有無に関わらず、両種の会員は相互に協力し合うこと。

(会費)

第5条

年間の会員費はなしとする。イベント開催時においてのみ、会員は会場や備品等の開催費を負担する場合がある。

(入会方法)

第6条

会員として入会しようとする者は、直接会員を通して代表理事に申し込むか、FTSN関東高校生支部のメールアドレスを通して申し込むものとする。前項の者の入会を認めない場合、代表理事は速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(退会方法)

第7条

会員は代表理事に相談の上、代表理事を通して任意に退会することができ る。

(除名)

第8条

会員が以下に該当する場合は、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決により、当人を除名することができる。

(1) この規約等に違反したとき。
(2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に弁明の機会を与える。

第3章 役員

(種類及び定数)

第9条

役員は会員から選出し、職種は以下の2種とする。

(1) 理事

代表理事、副代表理事、書記を一名ずつ置く。

(2) 広報部代表

広報部を統括する者を一名置く。

(役員の選任方法)

第10条

理事及び広報部代表は、理事会において3分の2以上の支持を得た者が選任し、総会に報告する。 その際、何らかの理由で専任者が決定しなかった職のみ、臨時で役員が兼任することができる。

(職務)

第11条

(1) 代表理事はこの団体を代表し、その業務を総理する。
(2) 副代表理事は代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたとき は、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。
(3) 理事は理事会を構成し、この規約の定め及び理事会の議決に基づき、業務を執行する。支部内では企画部会員としてその活動を全うする。
(4) 広報部代表はFTSN関東高校生支部の広報部を統括し、監査する。

(任期)

第12条

(1) 役員の任期は4月1日から3月31日までの1年間とする。
(2) 前項の規定にかかわらず、任期の末日において後任者が選任されていない場合には、 同日後最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。
(3) 補欠のため又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
(4) 役員は辞任又は任期満了後において後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会の種類及び開催)

第13条

この団体における総会は以下の2種とする。

(1) 通常総会

毎年 1 回引き継ぎの際に必ず開催する。

(2) 臨時総会

非常事態に開催するものとする。

(総会の構成及び内容)

第14条

総会は全高校生正会員で構成し、次の事項について議決する。

(1) 規約改正
(2) 事業計画及び予算に関する事項
(3) 事業報告及び決算に関する事項
(4) イベント費用に関する事項
(5) その他この団体の運営に関する重要事項

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第15条

この団体の資産は、イベント時に会員から回収する開催費あるいは参加者から回収する参加費をもって構成する。なお、開催費及び参加費の回収の有無は問わない。

(会計の原則)

第16条

この団体の会計は、役員内での合意の上、代表理事（不在の場合は副代表理事）の監督下、各自の責任で行うものとする。

イベントの規模により、その支出・収入が多額である場合のみ、この団体の会計簿は次に掲げる原則に従って行うものとする。

(1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
(2) 活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び 財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
(3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業計画及び予算)

第17条

この団体の事業計画及びこれに伴う予算は代表理事・副代表理事・会計理事の3役を中心に作成し、総会の議決を経なければならない。

第6章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第18条

この団体が定款（本規約）を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3

以上の議 決を得なけれ ばならない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(解散)

第19条

この団体は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議
(2) 目的とする活動の成功の不能
(3) 正会員の欠亡
(4) 合併
(5) 破産手続開始の決定

第 1 項の事由によりこの団体が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければ ならない。

(残余財産の帰属)

第20条

この団体が解散 (合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。) の際に有する残余財産は、総会 に出席した正会員の過半数の議決を経て選定された、この団体と同様の目的を持つ特定非営利活動法人又は社会福祉法人に譲渡するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(合併)

第21条

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を を得なければならない。

附則

(1) この団体の設立当初の会員は以下の者とする。

代表理事	谷口晴香 (東京学芸大学附属国際中等教育学校・高校2年)
副代表理事	座安黎香 (東京学芸大学附属国際中等教育学校・高校2年)
会計理事	難波佑一郎 (東京都立国際高等学校・高校1年)
会員	鬼木そら (東京都立国際高等学校・高校1年)
同	川上理彩 (東京都立国際高等学校・高校1年)

なお、設立時の職は前規約に則る。

(2) この団体の設立当初の役員の任期は、第12条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成30年3月31日までとする。

(3) この団体の設立当初の事業年度は、第15条の規定にかかわらず、成立の日から平成30年3月31日までとする。
(4) 本規約は、設立当初の規約の改正版として2019年3月31日から施行する。
(5) 本規約作成時の会員は以下の者とする。

代表理事	鬼木そら (東京都立国際高等学校・高校2年)
副代表理事	田中航 (逗子開成高等学校・高校2年)
会計理事	小島葵 (神奈川県立横浜国際高等学校・高校2年)
会員（書記）	山森葉月 (東京都立国際高等学校・高校1年)
同	菊池咲来 (東京都立国際高等学校・高校1年)
会員（広報）	石井渚紗 (東京都立国際高等学校・高校1年)
前代表理事	谷口晴香 (東京学芸大学附属国際中等教育学校・高校3年)
前副代表理事	座安黎香 (東京学芸大学附属国際中等教育学校・高校3年)

なお、本規約作成時の職は前規約に則る。